

四條畷市介護保険事業者連絡会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、四條畷市介護保険事業者連絡会(以下「連絡会」という)と称する。

(目的)

第2条 本連絡会は、会員相互の連携を図り、情報の交換及び調査・研究を行うとともに、より良い介護環境の提供と、サービスの資質の向上と知識・技術の普及を図り、もって社会福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本連絡会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)介護サービス事業者間の連絡及び協力に関すること
- (2)介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- (3)介護サービスの質の向上に関する研究会等の開催
- (4)介護サービス事業者に関する調査及び研究
- (5)介護サービスの普及・啓発に資する事業
- (6)各公共機関との必要な連絡と協調に関する事項
- (7)介護サービス事業者専門部会の開催
- (8)会員相互の親睦
- (9)その他目的の達成に必要なこと

(会員)

第4条 本連絡会の会員は、四條畷市内に事業所を有する介護サービス事業者及び指定居宅介護(介護予防)支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業事業者(以下「会員」という)とする。

- 2 本連絡会に入会しようとする事業者は、法人単位で入会届出書(様式1)を代表幹事に提出するものとする。
- 3 本連絡会に入会する事業者の内、各専門部会の対象事業者は各専門部会に入会するものとする。その際は、専門部会届出書(様式2)を入会届出書(様式1)と合わせて代表幹事に提出するものとする。
- 4 会員は、退会しようとするときは、退会届出書(様式3)を代表幹事に提出するものとする。併せて、退会する事業者を専門部会届出書(様式2)に記入し、提出するものとする。
- 5 会員の入退会については、前2項の所定の届出書の受理日をもって生じるものとする。

- 6 会員は、入会届出書の内容に変更が生じた場合は、変更届出書(様式4)、専門部会届出書に変更が生じた場合は専門部会届出書(様式2)を代表幹事に提出するものとする。
- 7 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会において出席会員の過半数で決すところにより、当該会員を除名することができる。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えるものとする。
 - (1)本連絡会の名誉を傷つけ、又は第2条に規定する目的に反する行為を行っているときと認められるとき。
 - (2)第1項に規定する会員の資格要件を欠くと認められるとき。

第2章 幹事

(幹事)

第5条 本連絡会には次の幹事を置く。

- (1)代表幹事 1名
- (2)副代表幹事 1名
- (3)幹事 5名

(幹事の選出)

- 第6条 代表幹事は、会員の中から互選により選出し、総会において承認を得る。
- 2 副代表幹事は会員の中から代表幹事が指名し、総会において承認を得る。
 - 3 幹事は各専門部会から1名を互選により選出し、総会において承認を得る。

(幹事の任務)

- 第7条 代表幹事は、本連絡会を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故のあるとき又は代表幹事が欠けたときにはその会務を行う。
 - 3 幹事は幹事会を構成し、会務を行う。

(幹事の任期)

- 第8条 幹事の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 ただし、再任の場合の任期は原則2年とする。
 - 3 補欠により選任された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 幹事は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
 - 5 幹事が所属する事業者の人事異動等により、幹事を辞職する場合は、当該職員の所属する事業所において後任の代表者等を補欠の幹事とすることができる。

第3章 専門部会

(専門部会)

第9条 本連絡会の業務を円滑に実施するために、次の専門部会を設置する。

- (1) 施設部会
- (2) 居宅部会
- (3) 訪問部会
- (4) 通所部会
- (5) 訪問看護部会

(専門部会の事業)

第10条 専門部会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 部会員の資質向上を図る事業
- (2) 部会員間及び関係機関との連携を図る事業
- (3) その他、本連絡会の目的を達成するために必要な事業

(専門部会員)

第11条 専門部会員は、本連絡会に入会している会員で構成する。

2 第9条で掲げた各専門部会は、次に掲げる現にその事業を提供する事業者で構成する。

(1) 施設部会

介護保険施設事業者(介護老人福祉施設、介護老人保健施設)、
短期入所生活介護事業者、特定施設事業者、認知症対応型共同生活介護事業者

(2) 居宅部会

居宅介護支援事業者

(3) 訪問部会

訪問介護事業者(第1号訪問事業 事業者)

(4) 通所部会

通所介護事業者(第1号通所事業 事業者)

(5) 訪問看護部会

訪問看護事業者

(専門部会役員)

第12条 専門部会には、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 1人 *ただし居宅部会については2人

- 2 部会長は、部会員の中から互選する。
- 3 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。

(専門部会役員の任務)

第13条 部会長は、部会を総理し部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときにはその会務を行う。
- 3 部会長は、本連絡会の幹事を兼ねる。

(専門部会役員の任期)

第14条 部会役員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 ただし、再任の場合の任期は原則2年とする。
- 3 補欠により選任された部会役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部会役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 5 部会役員が所属する事業者の人事異動等により、部会役員を辞職する場合は、当該職員の所属する事業所において後任の代表者等を補欠の部会役員とすることができる。

(専門部会の開催)

第15条 各部会長は必要に応じ専門部会を開催し、諸問題に対して協議を行う。

- 2 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。

第4章 組織

(総会)

第16条 総会は会員(事業所単位で1名とする。)をもって構成する。

- 2 総会は年1回代表幹事が招集する。
- 3 総会は会員により、次の事項を議決する。
 - (1) 幹事の選出及び承認
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他本連絡会の運営に関する重要な事項
- 4 臨時総会は、幹事が必要と認めるとき又は3分の1以上の会員から要請があったときに代表幹事が招集する。
- 5 議長は、幹事の中から選出する。
- 6 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席会員の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第17条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

3 幹事会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会に議決した事項の執行に関する事項

(3) 専門部会の活動に関する報告

(4) その他本連絡会の運営に関し、代表幹事が必要と認める事項

4 代表幹事が必要と認める関係者は、オブザーバーとして参加することができる。

(オブザーバー)

第18条 四條畷市健康福祉部高齢福祉課及び関係各課は、本連絡会のオブザーバーとして本連絡会に協力する。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 この会則の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、変更する。

第6章 雑則

(守秘義務)

第20条 参加者は、会議の中で知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。また退会後も同様とする。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本連絡会の運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

(附則)

この会則は、平成29年6月12日から実施する。

この会則の施行に伴い、平成26年4月1日施行の四條畷市介護保険事業者連絡会会則は廃止する。

この会則は、令和2年6月24日から実施する。